

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1005
事項名	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲の拡大
規制の特例措置の概要	農業生産法人が、農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つような事業が実施しやすくなるよう、農業関連事業の範囲の拡大(農作業体験施設の運営や農業体験のための民宿業の追加)を行う。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第1条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	農業生産法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業は、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工のほか、次のものが認められている。 ①農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 ②農業生産に必要な資材の製造 ③農作業の受託
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動をいう。)を促進することが特に必要であり、かつ、農業生産法人の行う農業生産の安定発展を図るため、特区内において当該法人が農村滞在型余暇活動に資する事業を行うことが相当であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特区内にある農地又は採草放牧地若しくは畜舎などの施設において農業を行う農業生産法人は、その行う農業に関連する事業として、当該特区内で行われる限りにおいて、農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を追加する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1006
事項名	農地の権利取得後の下限面積要件(原則、都府県50アール、北海道2ヘクタール)の特例の設定基準の弾力化
規制の特例措置の概要	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要であり、地域の農地利用に支障が生じないように設定される区域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。

2. 基本方針別表1に記載する内容

特定事業の名称	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第3条の4
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1.農地法は、農地の権利取得に際する要件として、①農地のすべてを耕作すること(農地法第3条第2項第2号)、②農地の取得後に必要な農作業に常時従事すること(同法第3条第2項第4号)、③農業経営の状況、住所地から農地までの距離等からみて効率的に利用すること(同法第3条第2条第8号)、④農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること(同法第3条第2項第5号)等の要件を課しています。</p> <p>2.この中で1の④の下限面積要件については、都府県では50アール、北海道では2ヘクタールという原則が定められています。</p> <p>3.なお、都道府県知事が農林水産省令第3条の4各号(①営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、②面積は10アールの整数倍であること、③定めようとする下限面積以下の農業経営を行う者が農業者の4割を下回らないよう定めること)で定める基準に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができることとされています。</p>
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する構造改革特別区域が次の①、②に掲げる要件に該当するものと認めて、農業委員会の意見を聴いて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域について都道府県知事が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定めようとする場合における同号に規定する農林水産省令で定める基準は、農地法施行規則(昭和二十七年農林水産省令第七十九号)第三条の四の規定にかかわらず、当該市町村が当該構造改革特別区域計画において定める十アール以上で、かつ、農地法第三条第二項第五号に規定する面積未満の面積に即して同号の規定に基づき別段の面積を定めるものであることとします。</p> <p>①当該構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。</p> <p>②当該構造改革特別区域の位置及び規模からみて、当該構造改革特別区域内において農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該構造改革特別区域及びその周辺の農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし